
公 安 委 員 会 規 則

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 ● 月 ● 日

高知県公安委員会委員長 松尾 晋次

高知県公安委員会規則第●号

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

高知県道路交通法施行細則（昭和35年高知県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1の5の項中「最高速度」を「最高速度（道路標識等によりその最高速度が指定されている道路において、当該最高速度が令第11条及び第27条に規定する最高速度を超える場合を除く。）」に改める。

附 則

この規則は、令和8年9月1日から施行する。

新旧対照表

新

高知県道路交通法施行細則（抜粋）

別表第 1 （第 4 条関係）

規制の種別	適用を除外する車両
略	
5 最高速度（道路標識等によりその最高速度が指定されている道路において、当該最高速度が令第11条及び第27条に規定する最高速度を超える場合を除く。）	(1)～(3) 略
略	

付表 略

旧

高知県道路交通法施行細則（抜粋）

別表第 1 （第 4 条関係）

規制の種別	適用を除外する車両
略	
5 <u>最高速度</u>	(1)～(3) 略
略	

付表 略